

【明治150年特別展】

溢れる琵琶湖、出征する県民

—湖国から見た明治維新④—

平成30年10月22日発行

編集・発行

滋賀県県政史料室

(滋賀県県民生活部

県民活動生活課県民情報室内)



平成30年(2018)は、明治元年(1868)から満150年という節目の年に当たることから、県政史料室では、1年間にわたって特別展「湖国から見た明治維新」を開催しています。

明治後期を対象とする最終回は、日清・日露戦争という2度の対外戦争や、琵琶湖大水害、姉川地震などの大災害に対する地域社会の動向を紹介します。

【展示概要】

期間 平成30年10月22日(月)～同31年1月24日(木)

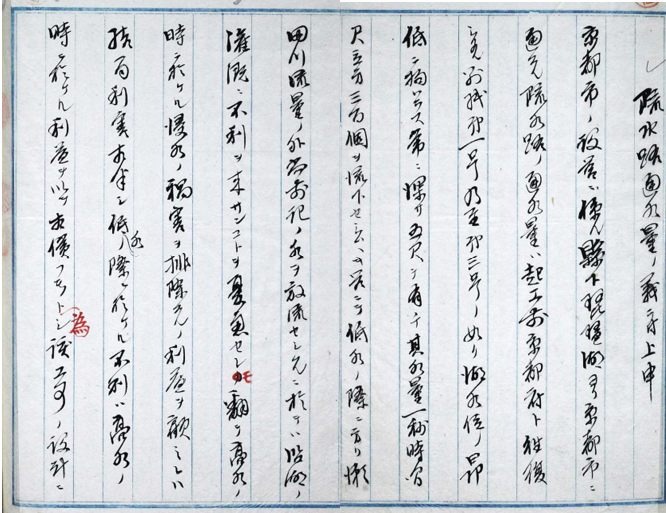
会場 県政史料室(滋賀県庁新館3階 県民情報室内)

日時 月曜日～金曜日(祝日を除く)

午前9時～午後5時

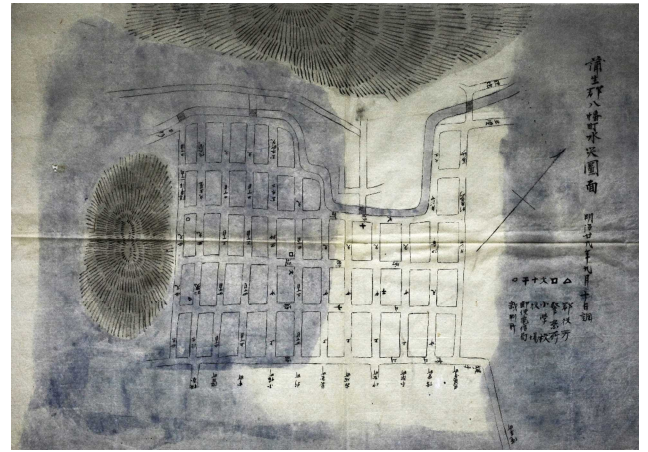
内容 滋賀県歴史的な文書等30点





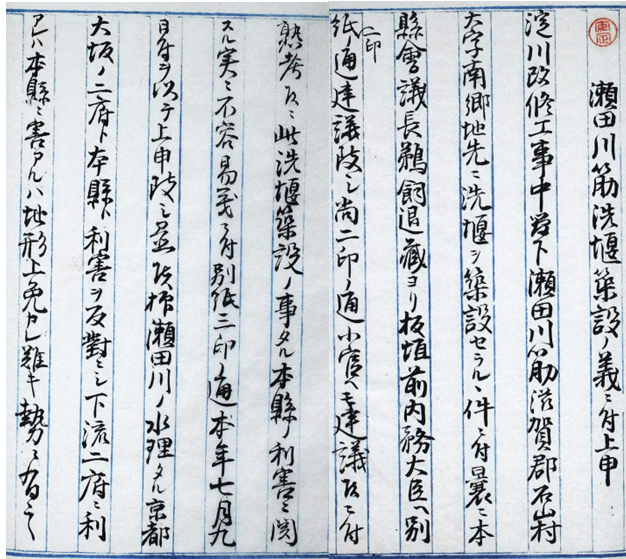
③「疎水路通水量の義に付上申」明治 29 年 10 月 20 日

【明ね 39 (40)】



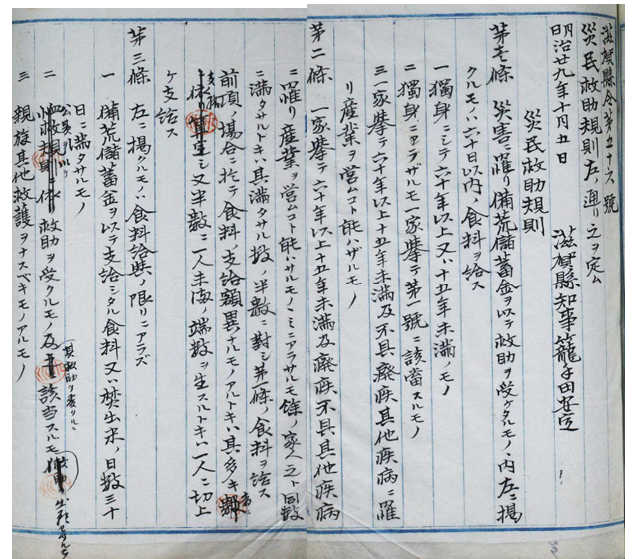
①「蒲生郡八幡町水災図面」明治 29 年 9 月 10 日

【明は 10 (29)】



④「瀬田川洗堰築設の義に付上申」明治 29 年 10 月 26 日

【明ぬ 147 (22)】



②「災民救助規則」明治 29 年 10 月 5 日

【明こ 195 (47)】

琵琶湖大水害の発生

明治二十九年（一八九六）八月三十日から九月初旬にかけて、滋賀県は非常な豪雨に襲われました。琵琶湖の水位は、約一丈三尺（三・九メートル）増水し、沿岸部の町村は湖水で溢れました。図①は、九月十一日に蒲生郡役所が県に提出した水害概況報告の添付図です。郡役所や警察所、裁判所、小学校など、町内の主要建物がごとごとく水没しています。

琵琶湖大水害の被害が拡大した一因には、九月八日に京都市が琵琶湖疏水の閘門を閉鎖し、水位がさらに上昇したという事情もありました。焦った県は、同日十三日、速やかに規定の水量を通水するよう京都府に求めました。しかし同府は、閘門の開閉は京都市の「専権」だとして固く拒みます。文書③は、県から内務省に提出した上申書で、京都府の態度を「一条理ニ背キタルモノ」と強く非難し、至急開門して通水させるよう求めています。

水害発生当時、淀川（瀬田川）改修工事の一環で、滋賀郡石山村大字南郷に「洗堰」を建設する計画が立てられていました。この堰が完成すれば、瀬田川の流量が自由に変更できるようになるため、滋賀県民にとっては、水害被害が拡大しかねないと、従来から危機感を強めていました。そして実際、琵琶湖大水害の際には、疏水閘門が閉鎖されたこともあり、文書④で県は内務省に対して「公平至当ノ計画」になるよう、強く念をおしています。

一 郡制施行順序
 一 郡長ハ制第十五条ニ依リ大地主名簿ヲ調査シ郡内ニ告示ス(四月十五日迄)
 二 田賦課率ニ郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 三 田賦課率ニ郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 四 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 五 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 六 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 七 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 八 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 九 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 十 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)

⑦「東浅井郡県会議員選挙要領書」

明治 31 年 8 月 15 日【明き 46 合本 1 (10)】

一 郡制施行順序
 一 郡長ハ制第十五条ニ依リ大地主名簿ヲ調査シ郡内ニ告示ス(四月十五日迄)
 二 田賦課率ニ郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 三 田賦課率ニ郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 四 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 五 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 六 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 七 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 八 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 九 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 十 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)

⑤「郡制施行順序」明治 30 年 5 月【明こ 8 (2)】

一 郡長ハ制第十五条ニ依リ大地主名簿ヲ調査シ郡内ニ告示ス(四月十五日迄)
 二 田賦課率ニ郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 三 田賦課率ニ郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 四 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 五 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 六 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 七 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 八 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 九 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 十 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)

⑧「県参事会議事録」明治 34 年 2 月 26 日【明き 27 (2)】

一 郡制施行順序
 一 郡長ハ制第十五条ニ依リ大地主名簿ヲ調査シ郡内ニ告示ス(四月十五日迄)
 二 田賦課率ニ郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 三 田賦課率ニ郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 四 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 五 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 六 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 七 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 八 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 九 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)
 十 郡長ハ制第十五条ニ依リ告示ス(四月十五日迄)

⑥「郡衙位置の儀に付陳情書」明治 30 年 9 月 30 日【明こ 188 (2)】

府県制・郡制の施行

「郡制」とは、府県と町村の中間に位置する郡を地方自治体として定めた法律です。明治二十三年(一八九〇)五月に公布され、従来は単なる行政区画に過ぎなかつた郡に議決機関である郡会・郡参事会の設置が可能となりました。しかし、滋賀県では郡の境界をめぐる紛争が長期化したため、その施行は同三十一年四月まで延期されることとなります。文書⑤は、郡制実施に向けた日程表です。

明治二十三年五月は、郡制とともに府県制度を定めた「府県制」も公布されました。ただし、滋賀県では長らく郡制が施行されなかつたために、同法も延期され、三十一年八月になって施行に至ります。それにともない、県会議員は、郡会議員と郡参事会員の投票(複選制)で選出されることになり、定数も五三名から三〇名に激減しました。ただし、翌三十二年三月に府県制が改正されたため、滋賀県で複選制が用いられたのは、三十一年のみでした。

府県制の施行にともない、明治三十一年九月、県参事会と呼ばれる副議決機関の運営規則が定められます。同会は、県知事、高等官二名、名誉参事会議員(県会で互選された県会議員)で構成され、県会の委任を受けた事件や、緊急性を要する事件などの議決権をもちました。同会の議事録は、明治三十四年以降のものが残されており、その議事録は議事事務局が保管しています。

滋賀縣 犬上郡 東甲良村 大字 西明寺	修繕費手帳目及管轄	通稱金額	積算金額	計	備	考
明治 31 年 12 月 3 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日
明治 31 年 12 月 3 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日	明治 28 年 11 月 15 日

⑫「特別保護建造物修理台帳」明治 31 年 12 月 3 日
【明世 60 合本 2 (1)】



⑬「西明寺境内見取図」明治 28 年 11 月 15 日
【明世 19 (37)】

名勝	安土山
跡	織田信長古城跡
所在地	近江國蒲生郡安土村大字下豊浦
廣袤	東西九十町南北九十二町而積五十九町八反二畝。四歩
地種目	第四種官有地二町二反四畝二十四歩
現況	第三種官有地五十七町五反七畝十歩 本地ハ岨々タル孤山ニシテ麓ニハ安土一村麓ヲ並ニ西北ハ漫々タル湖水ニシテ竹生多景池ノ三嶋ヲ望ミ遠ク比叡比良兩峰ニ多景池南ハ觀音巖作ノ諸山ニ連リ東北ハ賤ヶ岳伊吹山等ニ向ヒテ湖北ノ風光ヲ添南ハ青湾渺々トシテ漁舟常ニ往來シ鶴翼山ハ灣沓ニ聳ル三上山其南ニ屹立シ彈子琵琶湖ノ勝景此山ノ眺望ニ歸ス是レ總見寺ノ名園ヲ起ル所以ナリ又史乘ニ往々湖東ノ勝地ト稱ス岐阜ノ南化和尚嵩山ノ記ノ作ル句アリ云々扶桑第一ノ山トナリ和尚嵩跡ノ額字今ニ於テ寺坊ニ存セリ山内ハ古城ノ殘礎列ル處ニ存

⑭「安土山（織田信長古城跡）」
明治 33 年 4 月 23 日【明世 105 合本 3 (9)】

西明寺瑠璃殿
普通名称 永堂
所在地 滋賀縣犬上郡東甲良村字池寺西明寺境内
創立沿革
柳富山ハ八世五十四代 仁明天皇ノ御宇承和年
間法門三修 勅旨ヲ奉ジテ創建スル所ニ係リ佛殿
及三層塔ニ玉櫛門皆一千餘十年ノ星霜ヲ經過シ事
ビニ風火地震ニ災厄ヲ免レ輪奐巍然トシテ以テ明
治ノ聖代ニ至ル實ニ佛天降臨ノ靈域ナリ蓋シ是レ
仁明聖皇敬信威後、然レシムル所ナリト至レ柳亦
國富堅王善遊、神徳ニ頼ル然ラハ何ノ難ノ千
古ノ美觀ヲ今日ノ存存セルヲ得ニ未だ春絲、編未
更ク欽仰崇信スベシ在ニ聊々寺侍ノ據テ略ス共縁
起ヲ記サン傳日承和ノ神聖仁明天皇降臨ノ三寶ニ依
依シ珠ノ東方淨瑠璃佛國ノ象師如來ノ敬信ニ受テ
以テ象師如來ノ奉尊シテ西明寺ヲ奉願建設シ永ク
接履途命鎮護國家ノ道場ト爲ラレタルヲ西シテ
管山草創分尊現ノ像起シ據ルニ周阻三徑河間
梨亦壯感遊、時一日龍遊湖、西濱ノ後過ク大湯巴

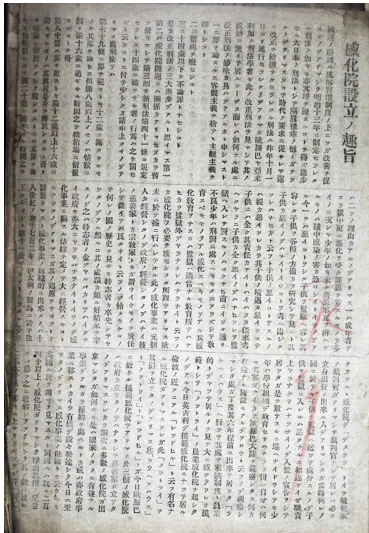
⑮「古建築物取調書（西明寺）」明治 33 年 4 月 23 日
【明世 24 (27)】

文書⑭はその調書で、社寺の公的管理台帳である「社寺明細帳」とは異なり、建築そのものの沿革や構造、図面等が詳細に記載されています。

古社寺保存法では、社寺に関わりのない「名所旧蹟」も保存の対象とされました。そのため、明治三十一年十二月の内務省訓令では、「永遠ニ保存スルノ必要」ある名勝旧蹟の調査も含まれました。織田信長の居城があった安土山もその対象となり、現状と由来が細かく記されています（文書⑮）。維新後しばらくは、旧柏原藩主の織田信親が毎年五〇〇円寄附していたものの、今後は維持保存の見込みがつかないと、国費補助を要望しています。

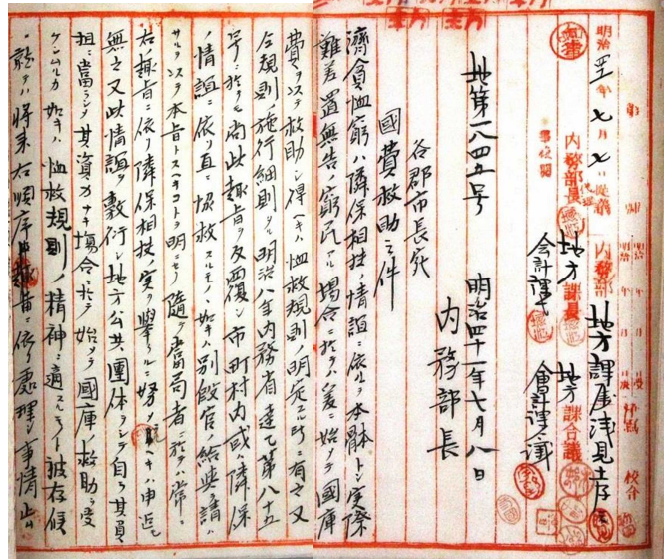
古社寺保存法の成立

明治二十八年（一八九五）三月、古社寺は日本美術の「淵源」であり、国家による文化財保護の重要性を説く建議書が、衆議院で可決されました。その翌月、内務省は道府県に管内の古社寺調査を命じた。文書⑯は、その訓令を受け、犬上郡長が県に提出した「古寺取調書」に添付された図です。描かれている西明寺金堂は、明治三十年六月に古社寺保存法が制定されると、同年十二月に県内第一号となる特別保護建造物（後の国宝）に指定されています。

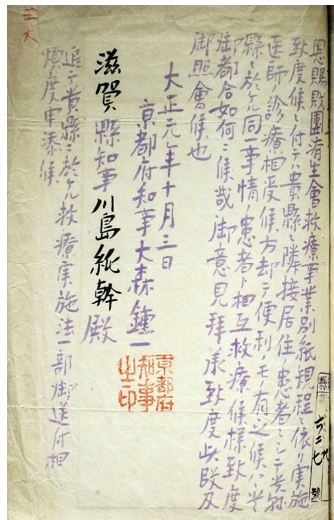


⑱「感化院設立の趣旨 (修斉館)」

明治 42 年 4 月【明そ 11 (1)】

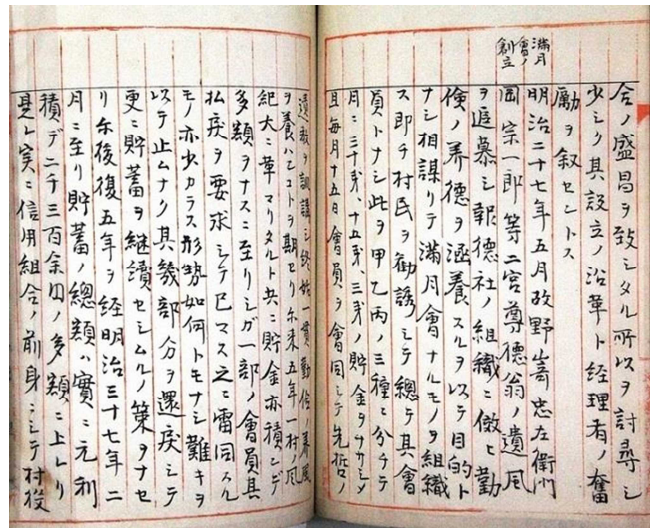


⑲「国費救助の件」明治 41 年 7 月 8 日【明い 272 (62)】



(20)「隣接居住者の相互救療に関する件」

大正元年 10 月 3 日【明そ 12 (36)】



⑳「蒲生郡鎌掛村の貯蓄組合 (満月会)」

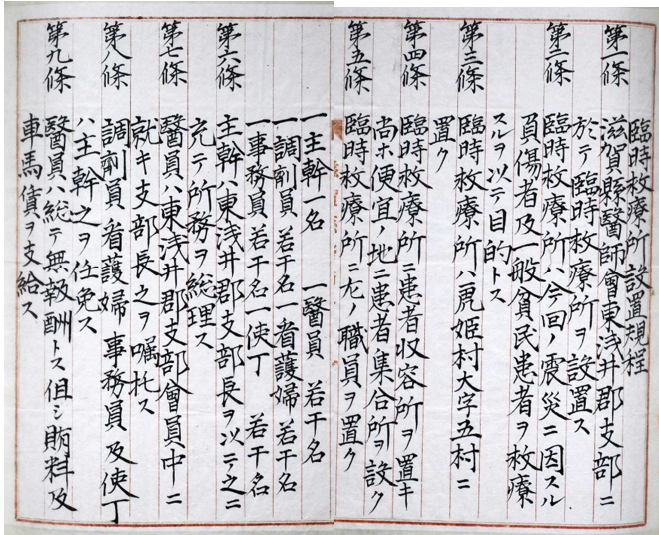
明治 42 年【明え 266 合本 2 (2)】

「地方改良」の時代

明治時代において、身寄りのない貧困者の生活支援は、まず町村が担うべきものとされました。しかし、町村救助費は、明治二十年末から急増し、明治三十年代は、県全域で平均三八〇五円にもおよびました。それに合わせて国からの救恤額も増え、同時期の平均額は二一八三円となっています。これに危機感を強めた内務省は、明治四十一年(一九〇八)五月、「濫救ノ弊」をなくすよう求めました。同年七月には、県より各都市にその旨が伝えられ、その結果、国からの救恤を受けていた者全員が給付を打ち切られることとなります。

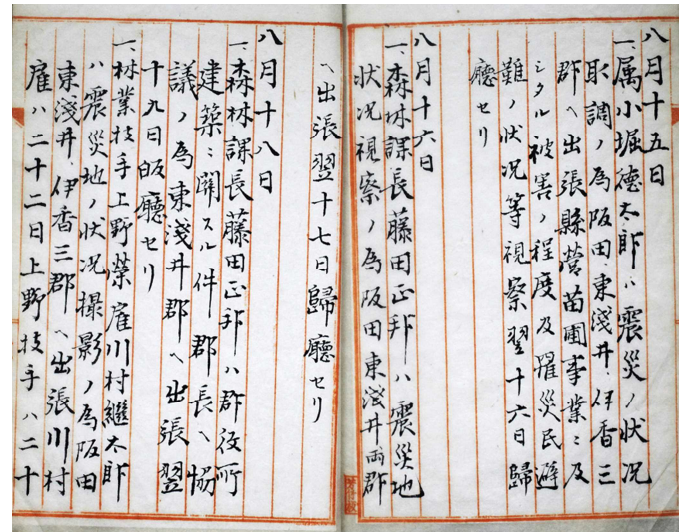
明治四十一年十月、第二次桂内閣は勤勉と儉約を強調した戊辰詔書を發布し、国民生活の引き締めを図りました。同四十三年には、甲賀郡伴谷村や蒲生郡鎌掛村がその奨励団体として表彰されています。鎌掛村では、同二十七年五月に満月会という貯蓄組合を結成し、村民は毎月所得に応じて、甲種三〇銭、乙種一五銭、丙種三銭ずつ積み立てていました。同村のように、勤勉・儉約に励んで公費に頼らない町村は、「模範村」として褒め称えられたのです。

明治四十四年二月には、貧困者の「施業救療」を掲げる恩賜財団済生会が、皇室の下付金と民間の寄付金により創設されます。病院の設立と施療券の配布が主な事業で、各府県では委託を受けた病院・医師が貧困者の診療・治療を行いました。



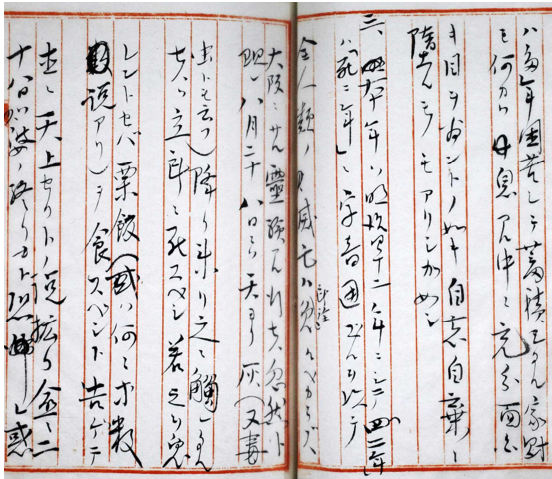
(23) 「臨時救療所設置規程」明治42年8月27日

【明ふ158 合本3 (5)】



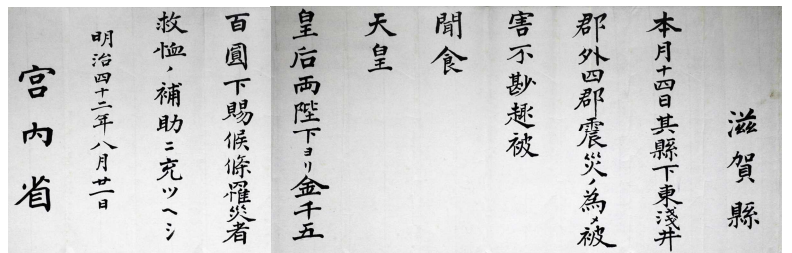
(21) 「震災事務日誌」明治42年8・9月

【明ち319 合本6 (1)】



(24) 「震災記録(東浅井郡)」明治43年頃

【明ふ162 合本1 (17)】



(22) 「罹災者救恤に付き金員下賜の件」明治42年8月21日

【明え112 (227)】

姉川地震と震災記録

明治四十二年八月十四日、滋賀県北東部の姉川付近を震源地とする大地震が発生します。後に「姉川地震」と呼ばれるこの地震は、東浅井・坂田・伊香三郡に甚大な被害をもたらしました。

震災から一週間後、宮内省は罹災者救恤のため、滋賀県に一五〇〇円の下賜金を決定します。八月二十三日には、侍従北条氏恭(河内狭山藩最後の藩主)が滋賀県に遣わされ、被災地の状況を視察しました。知事官房はその前日、出迎える官員や郡長に対して、北条が「シルクハット」を被り、「フロクコート」を着用していると、その特徴を伝えていきます。

明治四十二年八月十五日、東浅井郡役所は郡内五か所に治療所を設置し、近隣の医師の協力を得て、被災者の治療にあたりました。日本赤十字社滋賀支部も救護班を組織し、同所に延べ三三人の医者・看護婦などを派遣しました。しかし同社は、月末には引き揚げる予定であったため、郡役所は県医師会東浅井郡支部と交渉して、新たに臨時救療所を設置します。この救療所は、虎姫村大字五村に置かれ、被災した負傷者や、貧しい患者の治療を担いました。被災後は様々な「蜚語流説」が流れ、例えば明治四十二年は「死に年」に通ずるとして、近々死に至る灰が降るといふ噂もその一つです。人びとはその死から免れるために、「秘法ノ栗飯」を買い求め、噂を流した「山師」は、後日逮捕されています。

【展示関連年表】

西暦	元号	月	日	出来事	展示史料
1894	明治 27	7	16	日英通商航海条約が結ばれる(法権の回復)	
		7	25	日清戦争が起こる	⑨
1895	明治 28	3	4	古社寺保存に関する建議が衆議院で可決される	⑬
		4	1	滋賀県農事試験場が設立される	
		4	17	下関条約が結ばれる	⑩
1896	明治 29	9	—	琵琶湖大水害	①～③
1897	明治 30	4	1	西浅井郡が伊香郡に編入される	
		6	10	古社寺保存法が制定される	⑭⑯
		7	18	琵琶湖治水会が発足する	
1898	明治 31	4	1	滋賀県で郡制が施行される	⑤⑥
		6	11	近江鉄道の彦根・愛知川間が開通	
		6	27	最初の政党内閣(隈板内閣)が発足する	
		8	1	滋賀県で府県制が施行される	⑦⑧
1899	明治 32	2	19	大津在郷軍人会が設立される	
		7	—	西明寺本堂の修理が始まる	⑮
1900	明治 33	4	15	滋賀県水産試験場が設立される	
1902	明治 35	1	30	日英同盟が結ばれる	
1904	明治 37	2	10	日露戦争が起こる	⑪⑫(25)
1905	明治 38	3	31	南郷洗堰が完成する	④
		9	5	ポーツマス条約が結ばれる	
1908	明治 41	8	14	姉川地震	(21)～(24)
		10	14	戊申詔書が公布される	⑰⑱
1909	明治 42	4	—	修斉館が設立される	⑲
1910	明治 43	5	25	大逆事件が起こる	
		8	29	韓国併合条約が公布される	
1911	明治 44	5	30	恩賜財団済生会が設立される	⑳

*ゴシック体は全国の出来事。

展示図録 溢れる琵琶湖、出征する県民
平成 30 年（2018 年）10 月 22 日

編集・発行

滋賀県県政史料室

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県庁新館 3 階 県民情報室内

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : kenmin-j@pref.shiga.lg.jp



(25)「八幡停車場前の凱旋門」

明治 38 年【明ひ 15 (4)】